

南会津町新規就農者支援事業

— 新たに農業を始める方を応援します！ —

【事業の内容】

町では、農業従事者の高齢化及び後継者不足などによる農業の衰退が進むなかで、新たな農業の担い手を確保するため、町内で新たに就農し、次の「重点振興作物」を栽培する方に対して助成します。

重点振興作物とは・・・

町内で、ある一定以上の販売額や販売実績がある作物をいいます。

- ◆野菜類 「南郷トマト」・「アスパラガス」
- ◆花卉類 「リンドウ」・「カスミ草」・「スターチス」・「カラー」

【交付の条件等】

事業の種類	補助対象者	交付の条件
研修業務補助金	①町内在住者及びUターン者 ②Iターン者 経営責任者の年齢がおおむね18歳以上50歳未満で、配偶者または18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者	研修業務終了後、町内で新たに重点振興作物をおおむね20a以上栽培し、農業を営む者 農業経営技術研修機関及び団体に助成する。
初度経営支援補助金	上記の研修業務が終了した者	町内で7年以上営農の継続が見込まれる者 ※研修期間は除く。

※町内在住者とは、1年以上町内に住所を有する者をいう。

※研修業務補助金は、1経営体あたり2人までとする。

※初度経営支援補助金は、農業経営に要する経費（生活費以外）のみに充当できる。

※国県等の類似する補助事業等に該当する者には、研修業務補助金及び初度経営支援補助金を交付しないものとする。

【助成等の内容】

事業の種類	補助金の額	助成期間
研修業務補助金	1人当たり 月額150,000円以内の80%	研修期間は、原則として年6箇月以上8箇月以内で、最大16箇月の栽培期間に限る。
初度経営支援補助金	1組当たり 年額700,000円以内	最長3年間

【お問い合わせ先（市外局番0241）】

本 庁 農林課 農政係 62-6220 伊南総合支所 振興課 農林建設係 76-7716
館岩総合支所 振興課 農林建設係 78-3340 南郷総合支所 振興課 農林建設係 72-2113